

FEI パラ

スチュワード マニュアル



FEI™

PARA DRESSAGE

2016年6月 版
2019年7月 改訂

本スチュワードマニュアルは英文版が原本となります。

本スチュワードマニュアルの英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

翻訳：一般社団法人日本障がい者乗馬協会

協力：白井華子

イントロダクション（前書き）

1. FEIスチュワード業務の概念とその目的

1.1 スチュワード業務とは

2. スチュワード業務

2.1 FEIスチュワード業務の目的

2.2 FEI 内でのスチュワード業務組織（構造と階層）

2.3 スチュワードの作業現場

2.4 FEI役員と選手間の協力

3. 厩舎

3.1 厩舎エリアへの立ち入り

3.2 厩舎エリアでのスチュワード業務

3.3 グルーム

3.4 競技会場全体における動き

3.5 練習用アリーナにおけるスチュワード業務

3.6 草地エリア

4. 警告カード

5. 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート審査

5.1 ホースインスペクションに必要な条件

5.2 諸規定に準拠したホースインスペクションのプロトコル

5.3 ホースインスペクションの手順

6. 選手と馬に対するドーピング防止検査

6.1 馬のドーピング防止と規制薬物の検査（EADCMP）

6.2 選手の検査

7 馬に対する虐待行為

8 積極的であれ（先を見越し未然に防ぐ）

9 その他

9.1 観客

9.2 フットイング

9.3 練習用アリーナのタイムテーブル

9.4 燈

9.5 選手と馬に付ける広告および宣伝（一般規定 第135条）

10 法的手続きと制裁措置

10.1 法的根拠

10.2 実用的アドバイス

10.3 抗議（一般規定 第163条）

10.4 上訴（一般規定 第165条）

10.5 罰（一般規定 第169条抜粋）

11 報告書と事後処理

11.2 報告書（一般規定 第164条）

11.3 競技大会終了後

11.4 チーフスチュワード用のFEIチェックリスト

付則

付則 I – チーフスチュワードレポート（報告書）

付則 II – ホースインスペクション（レイアウト例図）

付則 III – 馬房情報カード例（図）

付則 IV – 厩舎の夜間規制と管理用紙（書式例）

付則 V – FEI競技会期間中のタックコントロール

付則 VI – 馬具類の参照例図（図）

付則 VII – 馬場馬術アリーナの見取り図（図）

付則 VIII – スチュワード業務のガイドライン

付則 IX – 身体機能障害のある選手の馬場馬術（グレード別）

付則 X – 視覚障害のある選手への援助

付則 XI – スチュワード用トレーニング時間の記録用紙（書式例）

付則 XII – スチュワードへの注意点（覚書）

付則 XIII – （新）競技前後のトレーニング技法

付則 XIV – 競技会場のレイアウト例図（図）

序文

近年、国際馬術競技会は急速に発展しており、スチュワード業務も最高水準に発展していかなければならない。

本マニュアルは、国際パラ馬場馬術競技会においてスチュワードとして関わるすべての人にガイダンスを提供することを意図したものである。

パラ馬場馬術のための FEI スチュワードマニュアルは、FEI の規定と規則の特定条項で構成されており、定款と一般規定と FEI パラ馬場馬術規定および獣医規定と合わせて読まれるべきものである。

規定は常に厳格に遵守されなければならない、すべての FEI 競技会において達成されなければならない最低基準がある。このマニュアルには、目指すべき基準であり本質的に重要な「ベストプラクティス（最高の実践）」になる推奨事項が多く含まれている。

すべての役員と主催者は、競技者の安全と馬の福祉を常に第一に考えなければならない、次いで競技におけるフェアプレーを確保する必要がある。

このマニュアルで、あらゆる不測の事態に備えて対応できるわけではない。不測の事態や例外的な状況においては、技術代表（臨場している場合）と協議の上、スポーツ精神に則り、FEI パラ馬場馬術競技規定および FEI 一般規定の意図にできる限り近い判断を下すことが、競技場審判団の職務である。

FEI パラ馬場馬術スチュワードマニュアルと FEI パラ馬場馬術規定が矛盾する場合、FEI パラ馬場馬術規定が優先されるものとする。

FEI パラ馬場馬術規定は随時変更される可能性があるため、本マニュアルでは繰り返し記載することはせず、参照とされるだけである。

イントロダクション（前書き）

1. FEI スチュワード業務におけるモットー

“助けよ、防止せよ、介入せよ”

2. 優れた FEI スチュワーディングプログラムによる公平性

近年、馬術の国際大会は発展し、スチュワードは大会の最も重要な要素の一つになっている。スチュワードには、迅速かつ十分な情報に基づいて判断し、公式で権威ある、しかし公正な対応を必要とする状況に介入することが求められている。馬術競技役員のほとんどの活動と一致して、一般的な行動や規則に関する知識と経験や常識を組み合わせることで、最高のスチュワード業務を行うことができる。

プロのトップが出場するレベルの高い大会から、貸与馬に乗って出る新進気鋭の選手たちが出場するレベルの低い大会まで、資格を持ったスチュワードの尽力は必要不可欠である。新進気鋭の選手は、有名な経験豊富な選手の真似をすることが多く、適切なトレーニング方法や行動は、見よう見まねで学ぶことが多い。

スチュワードの主な目的は、大会に参加する選手が、馬、競技役員、一般市民、競技仲間、馬術スポーツに関わるすべての人に最大限の敬意を払いながら競技を行うことが確実になるように努めることである。

同じ大会は2つとして無いが、スチュワードは常に公正で考慮された決定を下す必要がある。FEI チーフスチュワードは、各大会におけるスタンダードを認識し、競技者や競技役員の意識も同様に高まることを常に熱望し手助けする。馬のウェルフェアは最優先である。

3. 馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章（FEI Code of Conduct）

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬術競技に携わるすべての人に、馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章を遵守し、常に馬のウェルフェアが最優先されなければならないことを認識し受け入れることを求めている。馬のウェルフェアは、決して競争や商業的な影響に従属させてはならない。特に以下の点を遵守しなければならない。

1. 一般的なウェルフェア：

a) 優れた馬の管理

厩舎と給餌は、最高の馬の管理方法に準拠していなければならない。清潔で良質な飼料、餌、水が常に利用可能でなければならない。

b) トレーニング方法

馬は、それぞれの種目に合わせて、その身体能力と成熟度に見合ったトレーニングのみを受けさせなければならない。虐待的な方法や恐怖心を与えるような方法をとってはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケアと装蹄は高水準でなければならない。馬装具は痛みや怪我のリスクを回避するように設計され、装着されていなければならない。

d) 輸送

輸送中、馬は怪我やその他の健康上のリスクから完全に保護されなければならない。車両は、安全で、換気が良く、高い水準で維持され、定期的に消毒され、有能な職員によって運転されなければならない。馬を管理するために、常に有能なハンドラーがいなければならない。

e) 移動 乗り継ぎ

すべての旅程は慎重に計画されなければならない。馬には、現行の FEI ガイドラインに沿って、食事と水を利用できる定期的な休息時間が与えられなければならない。

2. 競技への適性：

a) フィットネスと適正能力

競技会への参加は、健康（運動面で肉体的に調子良い）で適正能力が証明された馬と競技者に限定されなければならない。馬には、トレーニングと競技会の間に適切な休息期間を与えられなければならない。（遠方への）移動の後ではさらに追加で休息期間を与えられるべきである。

b) 健康状態

競技には適さない運動的健康状態であると判断された馬は、競技に参加することも、競技を継続することもできません。疑いがある場合は、いつでも獣医の助言を求めなければならない。

c) ドーピングと薬物治療

ドーピングや薬物の違法使用の行為および行おうとする意図は、深刻な福祉問題を構成するものであり、容認されるものではない。いかなる獣医治療後は、競技会参加前には十分な時間をかけて完全回復させなければならない。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他の馬および/または競技者の安全を脅かすあらゆる外科的

処置は許可されてはならない。

e) 妊娠中および最近出産した牝馬

妊娠 4 ヶ月目以降の牝馬、または仔馬を伴っている状態の牝馬を競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬への自然な扶助または人工的な扶助（鞭や拍車など）を使用しての虐待は、許されない。

3. 競技大会が馬のウェルフェアを損なってはならない：

a) 競技エリア

馬は、適切かつ安全な地表でトレーニングされ、競技されなければならない。すべての障害物や競技条件は、馬の安全性を考慮して設計されていなければならない。

b) 地表面

馬が歩いたりトレーニングしたり競技したりするすべての地表は、怪我につながる要因を減らすように設計され、維持されていなければならない。

c) 過酷な気象

馬の福祉や安全性を損なうような過酷な気象条件下においては、競技を行ってはならない。競技終了後の馬の為の冷却条件と冷却装置の対策がとられていなければならない。

d) 競技大会における厩舎設備

馬房は、安全で、衛生的で、快適で、風通しがよく、馬のタイプや性質に応じた十分な広さがなければならない。洗い場と水は常に利用可能でなければならない。

4. 馬の人道的な扱い：

a) 獣医学的治療

競技大会では、常に獣医の専門知識を利用できるようにしなければならない。競技中に馬が負傷または疲労困憊した場合、競技者は競技を中止し、獣医は査定をしなければならない。

b) 紹介センター

必要に応じて、馬は救急車に収容し、さらなる評価と治療のために最寄りの関連治療センターへ搬送されるべきである。負傷した馬には、搬送される前に、完全な支持療法を施さなければならない。

c) 競技中における怪我

競技中における持続的な負傷の発生率は、監視されるべきである。地表の状態、競技の頻度、その他の危険要因を慎重に検討し、負傷を最小限に抑える方法を示すべきである。

d) 安楽死

馬の負傷が十分に重い場合、獣医師による人道的な理由で、苦痛を最小限に減らすことを唯一の目的として、できるだけ早く安楽死させる必要があるかもしれない。

e) 引退

馬が競技から引退する際には、同情的かつ人道的に扱われなければならない。

5. 教育：

国際馬術連盟（FEI）は、馬術競技に携わるすべての人に、競技馬のケアと管理に関連する専門分野において、可能な限り高いレベルの教育を受けるよう要請している。

この馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は随時修正される可能性があり、すべての人の見解を歓迎する。新しい研究成果には特に注意を払い、FEIは馬のウェルフェア研究へのさらなる資金援助と支援を奨励する。

FEIスチュワード業務の理念とその目的

「スチュワード業務 "Stewarding"」と「スチュワード "Steward"」（およびその責務が含まれる）という用語は異なる解釈を持つことがあるので、明確に定義する必要がある。

1.1 スチュワード業務とは？

国際競技大会において、馬のウェルフェアが尊重され、大会に参加するすべての選手に公平な競技環境が提供されるよう、訓練を受けた者たちが監督することである。

2. スチュワード業務

2.1 FEIスチュワード業務の目標（目指すもの）

スチュワード業務の目的（意義）とは：

- 馬のウェルフェアを守り、公正なプレーを確保すること；
- FEI規定に従って競技大会が成功裏に運営されるように組織委員会（OC）を支援すること；

2.2 FEI内部（構造と階層）におけるスチュワード業務の組織

2.2.1 FEIスチュワード業務ディレクター

FEIスチュワード業務ディレクターは、FEI本部のメンバーからFEI事務局によって任命される。

FEIスチュワード業務ディレクターの職務は：

- 各種目のスチュワード業務に関する全ての事柄を調整すること；
- 各種目のFEI名誉スチュワードジェネラル（総責任者）との間で連携をとること；
- 事務局に報告をすること。

2.2.2 FEI名誉スチュワードジェネラル（総責任者）

FEI名誉スチュワードジェネラルは、各種目ごとにFEI事務局から任命され、その特定の種目についてFEI全体のスチュワード業務を担当する。

FEI名誉スチュワードジェネラルの職務は以下の通りである：

- FEI スチュワード業務ディレクターと連携を取り、6ヶ月ごとにスチュワード業務に関する報告書を作成する；
- 地域スチュワードジェネラルと連携する；
- パラ馬術技術委員会と連携する。
- FEI本部と共同で、スチュワードの教育のために、毎年開催コースのリストを作成す

る；

- パラ馬場馬術におけるスチュワード業務活動の監督を行う。

2.2.3 FEI地域スチュワードジェネラル - FEI地域スチュワードジェネラルは、指定された地域についてFEIにより任命される。

FEI 地域スチュワードジェネラルの職務は以下の通りである：

- FEI名誉スチュワードジェネラルに、半年ごとに担当地域のスチュワード業務の状況を報告すること。

2.2.4 FEIスチュワードジェネラル

FEIスチュワードジェネラルは、所属するNFからFEIに推薦され、所属するNF内の国際大会におけるスチュワード業務の責任を負う。FEIスチュワードジェネラルに任命される前に、レベル3のスチュワードである必要がある。さらに、FEI地域スチュワードジェネラルに報告し、スチュワード業務に関する改善提案を行うことが義務付けられている。

スチュワードジェネラルの職務は以下の通りである：

- 所属する NF と FEI 地域スチュワードジェネラルとの間の連絡担当者としての役を務める。また必要であれば FEI 名誉スチュワードジェネラルと、その種目のスチュワード業務に関連する事案について直接連絡をとる。
- NFの責任に関連するあらゆる事柄について助言する；
- 国際的な競技大会の運営に精通する；
- 医学的な事柄に加え、FEI 獣医規定および FEI の法体系に関する十分な知識を有すること。
- FEIの公用語のうち少なくとも1つを話すことができること。
- 自国で開催される国際競技大会の組織委員会に、管轄下であるスチュワード業務と厩舎警備に関する責任を伝える。

小規模なNFでは、一人のスチュワードジェネラルが、任命された種目の資格を持っていれば、複数の種目のスチュワードジェネラルとして活動することができる。

スチュワードジェネラルは、スチュワードの資格レベル1、2、3に任命される人のために、そのNF内でレベル1、2の資格取得スチュワードコースを運営されるよう手配しなければならない。

2.2.5 チーフスチュワード

国際競技大会においてチーフスチュワードとして活動するためには、チーフスチュワード

は、FEIスチュワードのレベル2コースを修了し、FEIスチュワードリストに登録されている必要がある。どの国でも、FEIスチュワードの数は、その国で開催される国際競技大会の数に比例していなければならない。

チーフスチュワードは、FEI公用語のひとつである英語を話すことができ、馬術競技、特に馬場馬術の種目について経験豊富で、FEI馬場馬術競技規定、一般規定および獣医規定のすべてを熟知している者でなければならない。

各OCは、FEIスチュワードのリストの中からチーフスチュワードを任命しなければならない。競技会に複数の種目が含まれる場合は、種目ごとにチーフスチュワードを任命しなければならない。このうち1名は、競技大会全体のオーバーオールチーフスチュワードとして任命されなければならない。

チーフスチュワードは、大会の組織委員会に組み込まれていなければならない。チーフスチュワードの氏名は、競技大会要項に記載されなければならない。チーフスチュワードは、競技大会におけるスチュワード業務の責任者であり、審判長の権限の下に置かれる。もしテクニカルデレゲート（技術代表）が任命された場合、彼らは競技大会前および競技大会中に密接に協力しあわなければならない（附則 II 参照）。

チーフスチュワードは、誰でもその者の責任に関連する規定上の規則に反すると思われる行為があった場合、直ちに審判長に報告しなければならない（FEI一般規定 155.5条）。また、イエローカードや追加措置に値する違反があった場合には、審判長、上訴委員会（任命されている場合）、技術代表に報告しなければならない。チーフスチュワードは、馬の虐待、競技役員に対する不適切な態度などの理由により、FEI一般規定第169条7項1号に基づき、イエロー警告カードを選手に対して発行することができる。イエロー警告カードが発行された場合、チーフスチュワードはOCに通知しなければならない。

大会期間中、チーフスチュワードおよびアシスタントスチュワードは、大会組織委員会のア kreditation（適格認可証）とともに、FEIスチュワードバッジをはっきりと見えるように着用しなければならない。

チーフスチュワードは、競技大会全体におけるスチュワード業務とスチュワードチームの組織編成に責任を持つ。

各競技大会終了後、チーフスチュワードは FEI 本部のパラ馬場馬術ディレクターに報告書を送り、その写しを審判長、大会組織委員会、国内のNF所属のスチュワードジェネラル、競技大会が開催された国のNFの事務局長に送らなければならない。必要であれば、改善の

ための提案はチーフスチュワードレポート（附則 I 参照）に記載しておく。

2.2.6 アシスタントスチュワード

競技大会の規模やタイプに応じて、十分な数のアシスタントスチュワードをOCが任命しなければならない。これらの人物は、最低でもスチュワードのレベル1 資格を持っていることが望ましい。

2.2.7 スチュワードチーム

OC はチーフスチュワードとともに、FEI パラ馬場馬術競技規定に従い、競技大会期間中に適切なスチュワード業務を提供できる有能なスチュワードチームを選出する責任を負う。ブリーフィングセッション（状況・情報・指示の要点の説明会）は、チーフスチュワードが毎日開催しなければならない。スチュワードは、FEIスチュワードのリストに残るために、3年ごとにリフレッシュャーセミナーを受講しなければならない。

チーフスチュワードは、国際競技大会の開始前にアシスタントスチュワードとブリーフィングミーティング(状況・情報・指示の要点説明ミーティング)を行わなければならない。その際、以下の項目について説明しなければならない：

- 厩舎の監視と警備
- スクーリング（調教）エリアと競技エリアの管理
- 競技大会の制限区域のパトロール
- 獣医療支援と医学的管理プログラム
- 虐待防止のためのタイムリーな介入
- ホースインスペクション
- 出来事の報告手順
- 選手、グルーム、トレーナーに対する正しい態度
- 仕事のタイムテーブル
- 食事
- 宿泊施設
- 責任範囲の担当エリア
- スチュワード業務グループ分け
- 到着
- 厩舎担当の業務
- 調教（特定の馬場馬術運動の任務）
- ウォーミングアップ
- FEIクラシフィケーション・マスターリストに照合させての馬装具、補助具、競技者プロフィールの確認

- 競技の流れ
- 表彰
- 馬の負傷/死亡時に使用するスクリーンの所在場所
- 各個人の馬装具チェックの際には新しい対の手袋を使用
- タックチェックに必要な項目を完了させる

各スチュワードは、各選手の補助具が記載されているFEIクラシフィケーション・マスターリストのコピーを所持していなければならない。

補助具は、FEIクラシフィケーション・マスターリストと照合してチェックしなければならない。このチェックは、可能であれば選手が騎乗している間に行わなければならない。

各エリアに2名のスチュワードを配置することが望ましい（人数が許す限り）。特にトレーナーが選手の馬に乗れるグレード I、II、IIIのトレーニングでは、トレーナーがトレーニングしている時間を計測するので、このことが特に重要になる。トレーナーは、1日に最大合計30分までしか選手の馬に乗ることができない。トレーナーは、選手の競技開始時刻の15分前には下馬していなければならない。グレードIVおよびグレードVの馬は、いかなる場合もトレーナーが騎乗することはできない。選手/トレーナーまたはその指定代理人は、選手騎乗なしの馬をロンジング（調馬索）することができるが、競技出場前、該当馬が競技場に入る前の15分間は禁止されている。

2.3 スチュワードの仕事場

OCは、スチュワードに適切な職場設備を提供しなければならない。スチュワードが時々休めるように、椅子、飲み物、テーブルを備えた部屋またはトレーラーが用意されるべきである。屋外での勤務が必要な競技大会では、スチュワードが選手達の活動を効果的に監督できる避難場所（シェルター的な場所）を練習馬場の中またはすぐ隣接場所に提供するように、OCはあらゆる努力を払わねばならない。コミュニケーションを取る目的のために、チーム全員が無線装備を装着していなければならない。

国際競技大会で任務に就く全てのスチュワードは、バッジや腕章やビブスなどの身分を識別できるものを着用し、制限区域である厩舎地区、練習馬場エリア、最終待機馬場、その他のOCの管理下にある全てのエリア（ただし、これに限らない）に完全に自由に出入りできるべきである。

2.4 FEI競技役員とアスリートの連携について（アスリート、オーナー、監督、トレーナー、グループ）

競技役員と選手との間には、良好な協力関係が築けるよう、あらゆる努力が必要である。

アスリートは自分自身の最善の為に尽くすもので、時にはそれは競技大会に適用される規定や手続きに沿わないことがあることを忘れてはならない。

事後に対応するよりも、ルールが破られるのを防ぐ方がより良い。適切なタイミングで介入するためには、規定規則を熟知していることが必要である。

3. 厩舎

3.1 厩舎地区へのアクセス

選手権大会や（Gamesというタイプの）大きな大会で、高いレベルの厩舎セキュリティを確保するには、厩舎はフェンスや壁で完全に囲まれているなければならない。厩舎エリアへのアクセスは、管理され制限されなければならない。これは、無許可の人の立ち入りや、制御されていない馬の退出を防ぐということにもなる。緊急時には厩舎から馬を避難させることができるよう、このエリアは十分な広さの確保が必要である。

すべての馬は、公式に指定された厩舎に入厩しなければならない。馬はIDナンバーを付けずに自分の厩舎を離れてはいけない。

厳格な厩舎セキュリティは最優先に重要なことである。競技大会開催期間中は、厩舎への入場が制限される。組織委員会が厩舎に立ち入ることを許可する者は以下の者たちであるが、必要なア kreditation（適格認可証）を所持している場合に限られる（獣医規定第1009条 参照）：

- 選手と同行者 1 名
- 技術代表あるいは外国人審判員
- 審判団メンバーと上訴委員会メンバー
- チーフスチュワードとアシスタントスチュワード
- 獣医師団／獣医師代表
- 救護獣医師
- 薬物治療規制担当役員
- 競技役員装蹄師、チーム装蹄師、選手個人のプライベート装蹄師
- 各馬 1 頭につき、馬のパスポートに登録されているオーナー 2 名まで
- チーム監督、トレーナー、グルーム
- チーム獣医師と個人選手に随行する獣医師

- 獣医師団／獣医師代表に登録してある理学療法士
- 各国NF（馬術連盟）会長と事務総長も、組織委員会の承認を得て厩舎エリアを訪ねることができる。

厩舎エリアへの立ち入り権限を付与する組織委員会役員は、組織委員会内での上級職者であることが必須である。

入場規制管理

いつでも厩舎に入退出する者を効率的かつ信頼のおける方法にて確実に身元確認できるように、厩舎に入るすべての門に管理システムが稼動していなければならない。詳細は以下を参照のこと。

3.2 厩舎エリアにおけるスチュワード業務

競技大会期間中 1 日24時間、チーフスチュワード直属のスチュワードを少なくとも1名、厩舎エリア周辺に臨場させておくか、いつでもすぐに対応できるようにしておかなければならない。そのスチュワードは、必要とみなされる場合には、スチュワードを追加されることで支援を得ることができる。

獣医規程パート1（施設・厩舎）に記載の、厩舎セキュリティに関する要求事項を参照のこと。

厩舎が公式に閉鎖されている時間帯は、誰にも厩舎に留まる権限はない。公式閉鎖時間帯に厩舎への立ち入りが必要な者は、当直スチュワードのもとへ出向き申告しなければならない。必要なアクレディテーション（身分認定許可証）を所持している必要がある。「厩舎の夜間規制管理表」書式（付則 IV 参照）に記述と署名し、厩舎滞在中はセキュリティが敷かれた厩舎エリアを出るまで、常にFEI スチュワードの随行を受けなければならない。「厩舎の夜間規制管理表」書式は毎朝、チーフスチュワードへ提出されるべきである。

セキュリティが敷かれた厩舎エリアは、オフィシャルFEI スチュワード（あるいは組織委員会雇用のセキュリティ・チーム）による定期的な巡回監視が必要である。この巡回監視は誰が見ても明白であること。厩舎が閉鎖されている時間帯も、1 日24 時間の見回りが必要である。いかなる形態の禁止行為や馬への虐待行為も思いとどまらせるよう、巡回パターンを決めずに見回りを行うべきである。どのような軽い違反も直ちに厩舎エリア担当

スチュワードへ報告し、厩舎エリア担当スチュワードはチーフスチュワードへ報告し、チーフスチュワードは審判団長へ報告しなければならない。スチュワードはまた、馬が何らかの治療を受けていると見られる場面を目撃した場合は、該当する「適正投薬治療書」の提出を求めることができる。これはネビュライザー（鼻口用噴霧器）の使用にも適用する。

厩舎閉鎖時間帯にセキュリティが敷かれた厩舎エリア内に許可なく立ち入った者を発見した場合、それ以降のその者の競技大会期間中のアクレディテーション（身元認定許可証）は取り消される。またグルームなどがこのような行動をとった場合は、審判団の判断により該当選手がそれ以降の競技大会期間中、失格となる場合がある。

従って、スチュワードの任務とは馬のウェルフェアを守り、あらゆる形態の禁止行為も未然に防ぐことにある。

厩舎の条件としては：

- できれば競技会場内に設置
- 当該地域当局が定める条件を満たしている
- 妨げる物が無い状態の緊急避難口が常に確保されている
- 適正かつ十分な消化機器がある
- 禁煙の表示がある（電子タバコを含む）
- 安全かつ堅固であることが検査確認されている
- 組織委員会が馬房を選手に割りあてる
- 番号が割り振られ、ラベル表示がされている
- 適切な換気、給水、敷料がある
- 清潔な置き場と適切な糞尿処理が行われている
- 飼料と敷料の備蓄場所がある
- 入口は1日24時間開けている
- 厩舎内通路の幅は最低でも2メートルあることだが、3メートルあることが強く推奨される

厩舎の最低要件：

- 馬の到着前に清掃され消毒されていること
- 換気が良いこと

- 立ち入り制限エリアであること（セキュリティ）
- 馬の洗い場
- 十分な電源とコンセントがあること
- 馬具と用具を置くスペース
- グループ用に十分な数のシャワーとトイレ
- 車あるいはモーターバイクは厩舎エリアに駐車させない。組織委員会の判断により、自転車と電動式自転車は許可される場合がある。
- スチュワード・オフィスを、厩舎管理責任者と救護獣医師をサポートできるよう、可能であれば厩舎近くに設ける。
- 掲示板
- EADCMR（検査）用馬房を最低限2つ用意
- 隔離用厩舎を最低限2馬房用意
- カフェテリア－厩舎エリアに「ミーティングコーナー」設置
- お湯が出ること、湯沸かしケトルや湯沸かし器が使えることは必須
- 喫煙専用のエリアは干草／わら／オガ貯蔵場所から離れていること
- 厩舎には屋根の張り出しが必要である。

3.3 グループ

グループの宿泊施設は、要求があれば、厩舎近くに提供しなければならない。組織委員会にグループとして正式に登録された者で、夜間に馬に付き添うことを希望するグループに限り、厩舎に滞在することを許可される場合がある。このような許可は、例えば馬が病気など、例外的な状況下においてのみ与えられる。

馬管理責任者（選手）は、自分のグループあるいは自己の管理馬への接触を許可された他の者に、当該競技大会におけるセキュリティとスチュワード業務手順を熟知させておかなければならない。

3.4 競技会場全体における馬の移動

厩舎、練習エリア、草地エリア、メインアリーナ間の馬の移動は厳密に制御されていなければならない。最適なレイアウトについては本文書の付則XIV を参照のこと。競技種目ごとの要件や競技会場のレイアウトに応じて、柔軟な対応が求められることも理解できるが、可能な限りこの最適なレイアウトに従うべきである。

3.5 練習アリーナにおけるスチュワード業務

3.5.1 練習アリーナ

練習アリーナとは、ウォーミングアップやトレーニング、他などに使用するすべての馬場を指す。これ以降、このようなアリーナ（馬場）／エリアすべてを、練習アリーナと称する。

チーフスチュワードは、各練習アリーナが公式開放されている時間帯は常時、的確なスチュワード業務の管理下にある様に、責任をもってスチュワードを配置しておかなければならない。また、これらの練習アリーナが公式に閉鎖されている時間帯も、スチュワードを不定期に巡回監視させなければならない。

練習アリーナの大きさの最大容積は、20mx60mサイズの馬場を作れることと、それをグレードI, II, IIIの時には20mx40mサイズの馬場に作り変える広さが必要である。

各アリーナは、閉鎖時間帯中も不定期に確認されるべきである。

馬の肢用ブーツと肢用バンデージとフライフード（虫よけフード）は、トレーニング中とウォームアップ中の使用が許可されている。

3.5.2 10ミニッツ/15ミニッツ アリーナ

これは競技アリーナへ入場する前の最後の練習エリアである。テンミニッツ（フィフティーンミニッツ）アリーナの設置は、パラリンピック大会と選手権大会では必須であり、その他すべてのCPEDIでは設置が推奨される。メインアリーナ（競技馬場）と同質のフットイングを用いて完備された馬場でなければならない。選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにこのアリーナから出た後にこのアリーナへ入ることができる。テンミニッツ/フィフティーンミニッツアリーナの使用は、選手にとっては義務ではない。スチュワードは常時ここに臨場して監視していなければならない。馬装の調整と通常範囲内での馬のケアは許可されている。

3.6 グレージングエリア（草地エリア）

すべての屋外競技大会では、馬のための草地エリアが提供されることが推奨され、そこは適宜巡回監視されなければならない。草地エリアが提供されている場合、そこでは馬は人の手によって常歩をしているか、草の食べているかのみが許可されている。馬のIDナンバ

ーは明確に表示されてなければならない。

4. 警告カード

FEI 一般規程の現行版（第169 条）に従い、条項169.6.2（馬に対する虐待行為）と条項169.6.3（競技大会役員あるいはその他競技大会関係者に対する不適切な行動）に記載されている違反で、それほど重大な性質のものではない場合、および／またはスポーツ規程に定められている事例については、法務制度に定める手順に代えて、審判団長、上訴委員長、およびチーフスチュワードが馬管理責任者（選手）に対してイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行することができる。

イエロー警告カードが発行された場合は、審判団による判断の後、選手名とその警告理由を記載した通知を公式掲示板に掲載しなければならない。

一般規程にこれと相反する規定があったとしても、同じ馬管理責任者が同一競技大会、あるいは他の国際競技大会で、1枚目のイエロー警告カード発行を受けてから1年以内に同じ違反で2枚目のイエロー警告カードを受け取った場合、この馬管理責任者（選手）はFEI 事務総長から公式通知を受けた後、自動的に2ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。

NF（国内馬術連盟）と組織委員会は、すべての国際競技大会において審判団長と上訴委員長とチーフスチュワードが十分な枚数のイエロー警告カードを所持している様にさせなければならない。

チーフスチュワードが自分の権限においてイエロー警告カードを発行したい場合は、先ず技術代表かあるいは審判団長に相談することが賢明であり適切である。

イエロー警告カードを所持している選手リストの最新版は次のリンク先にある

<http://inside.fei.org/fei/your-role/athletes/warning-cards>

5. 獣医学的検査、ホースインスペクション、パスポートコントロール

詳細については、FEI 獣医規程の第 IV 章「FEI 競技大会における獣医学的規制管理」をご参照のこと。

5.1 ホースインスペクションの必要条件

組織委員会はホースインスペクションの必要条件のすべてを考慮しなければならない。組織委員会は、技術代表／獣医師団／獣医師代表と連携し、チーフスチュワードと時間的余裕をもって事前にホースインスペクション・プロトコルについて話し合わねばならない。

5.1.1 路面（地表面）

インスペクション用路面は、馬の競技参加適性を公正に判断できるものであることが重要である。路面は常に硬く、平で（水平で）あり、滑りにくくなければならない。以下に示す3つの方法によりこれが可能となる：

- 新しく敷かれたアスファルト；もしこの路面が古く、滑りやすくなった場合には、砂を薄く敷き足すことで改善させることができる。
- 競技アリーナで表面層を削り、硬い基盤層を露出させた状態のもの。路面に水をまいてローラーで転圧し、インスペクション中に路面に切り込みが入らないように十分にしめた状態とする。
- 硬い砂利道または石粉道で、浮き石をすべて掃いて取り除いたもの。

馬を常歩および速歩で検査するには最低でも30mの路面が必要であるが、インドアでのホースインスペクションでは、これよりも距離の短い路面も認められる。状況に応じて必要であれば、ホースインスペクションを競技用路面で実施することもできるが、この場合、組織委員会は事前にインスペクションパネルおよび技術代表（事前に任命されている場合）と状態について話し合わなければならない。そのような場合には、路面をしっかりと硬く転圧し、インスペクションに適切な状態にしなければならない。

5.1.2 運営

インスペクション・エリアは一般人から適切に隔離されなければならない、スチュワードにより効果的に取り仕切りされ、それによって馬は予定時刻にインスペクションを受け、終了後は速やかに退場してゆく。

5.1.3 ホールディングボックス

競技参加適性が疑わしい馬をさらに検査するために、インスペクション・エリアの近くに隔離された囲まれたエリアを割り当てるべきである。このエリアはインスペクション・エリアとは別に設け、可能であればメインのインスペクション・トラックからは視界に入らない場

所で、馬を手にとって速歩ができる十分な広さが必要である。

5.1.4 一般観客への告知

インスペクションの進行に関するいかなる発表（提示中の馬情報や競技番号など）も、放送で行なわれることとする。“アクセプトedd”、“ノット・アクセプトedd”、または“ホールディング・ボックス”の判定は、即座に発表されるべきである。

5.1.5 馬とハンドラーの安全確保

集合エリアに多数の馬が集まってくるホースインスペクションにおいては、厳しい誘導管理体制とともに特別なケアが必要である。インスペクションを受ける馬の中に牡馬が含まれている場合は、重大な安全を脅かす危険が起こる可能性があるため、同様の注意が必要である。

5.2 諸ルールに準拠したホースインスペクション・プロトコル

ホースインスペクションは、最初の競技開始時刻の前24時間以内に実施しなければならない。

5.3 ホースインスペクション手順

5.3.1 一般概論

- 事前に（チーフスチュワードまたは組織委員会を通じて）インスペクションパネルから代理人による馬の引率の許可を与えられている場合を除き、インスペクションでは馬管理責任者（選手）が馬をひいて提示させなければならない。
- 獣医師は被検馬の周りを歩いて簡単な目視検査を行う。必要だと思われる場合のみ四肢あるいはその他の身体部位の触診が行われる。ただし、この時点でその他の臨床検査（例：アクティブ・フレクション・テストあるいは輪線上での常歩運動）は行われない。
- 目視検査の後、ハンドラーが馬の左側に位置して短い距離を常歩で歩かせ（10 歩）、その後に引き手綱を緩めた状態で速歩をさせる（30～40m）。
- 獣医師は、インスペクション・トラックの中央から歩法の様を観察する。
- 右へ回転する前に常歩をさせ、また速歩で戻る。
- インスペクションパネルはFEI 獣医師役員の意見を考慮しつつ、アクセプトedd（合格）、ノットアクセプトedd（不合格）、またはホールディング（再検査）のいずれかの決定をくだす。

5.3.2 ホースインスペクションの規定

- 馬には銜付き頭絡を装着し、ID ナンバーを明示して臨場させるが、他の馬具または装具は装着できない。
- ハンドラーはきちんとした身だしなみで臨場すること
- 馬着は着用不可
- 馬体や蹄に染料や塗料は使用できない
- 獣医規程に従い、必要であれば、ハンドラーは長さ 120cm までの鞭を 1 本携帯できる。

6. 選手と馬のドーピング防止検査

6.1 馬のドーピング防止と規制薬物検査 (EADCMP)

検査が行われる競技大会では、検査担当役員（EADCMP 検体採取獣医師あるいは獣医師代表）は検査を行うにあたり、スチュワードの補佐を求める。大抵の場合、スチュワードは選手に（アリーナから退場した時点で）馬の検査が行われることを通知し、その時点から検体採取が終了するまで当該馬に同行するようにと求められる。肝心な点は、検体採取まで馬から目をはなさないことである。検査担当に配置されたスチュワードは、検査の手順に慣れていて、正しい検査手順を把握しているべきである（FEI ウェブサイト／獣医療／薬物投与治療規制）。

スチュワードは検査対象馬をEADCMP検体採取馬房へ、エスコートする。

6.2 選手の検査

FEIの選手対象のドーピング防止規則（ADRHA）に従い、FEI選手（ライダー、馬車御者、軽乗選手、調馬索手）は、いかなるFEI競技大会においても、FEIあるいは検査権限を有する他のドーピング防止組織（FEI競技大会にて選手の検査実施を希望するドーピング防止組織は、先ずFEIの許可を得なければならない）による検査対象となり得る。

FEI検査が予定されている場合、主催者はFEIの要請に応じて施設とスタッフまたはボランティアを提供する責任を負う（ADRHA 第22.3条）。FEIが主催者と技術代表または外国人審判員と共にすべての必要な手配を行う。スチュワードは必要に応じて支援を要請される。

スチュワードが選手のドーピング防止に関して質問を受けた場合は、次の者へ直接相談を

するように案内をする：

- ドーピング防止に関する知識を有する医療関係者、または
- FEI、または
- 地元の国内／地域のドーピング防止組織

追加情報と連絡先詳細は、FEI ウェブサイトの“[Clean Sport Humans](#)”のセクションにある。

ADRHA は[FEI's website](#) で公開されている。

7 馬に対する虐待行為

いかなる者も競技大会期間中、あるいはその他いかなる時でも馬を虐待してはならない。

「虐待行為」とは、馬に痛みや不快感を起こし得る行為と定義される。これは行動によってもしくは怠慢により行動を起こさないことで、馬に痛みや不快感をを起こさせたり、起こす可能性のある行為を意味する。これには次に挙げるいずれの行為も含まれるが、これに限定されるものではない：

- 手／脚および／または鞭を過度に、または不適切に使用すること
- 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- 疲弊、跛行、あるいは負傷している馬を酷使したり、運動させること
- どのようなトレーニング方法または動きでも、それを過剰に用いたり、長時間にわたって続けて行うこと
- 馬体のいずれかの部分の知覚を過敏または鈍麻させること
- 馬に十分な飼料、飲水、敷きワラを与えずに、あるいは動けず/運動させずの状態にしておくこと
- 馬に痛みを与えるなんらかの装置を使用すること

競技大会期間中に馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第167条）として競技役員へ報告することとする。その他の時に馬への虐待行為を目撃した場合は、司法委員会へ付託のため、FEI事務総長宛てに抗議（第167条）として報告するものとする。

8 積極的であれ

これに限定されるわけではないが、以下は許可されない状況である

- 馬への虐待行為と見なされ得る態度、あるいはトレーニング方法が行われている；
- 他者への配慮を欠いているがために、馬管理責任者が危険な状況をもたらしている
- 許可なくメインアリーナで騎乗、または引き馬を行っている；
- 開放中の練習アリーナで許可なく騎乗している、あるいは許可時間外に騎乗している；
- 出血している状況の場合は、FEIパラ馬場馬術規程 第8430.11.4を参照のこと。

9 その他

9.1 一般観客

安全上の理由から、馬が通るエリアや練習エリアに一般観客が立ち入ることのないように、区分けをしなければならない。競技会場全域は不定期に巡回監視するべきである。

9.2 フットイング

どの練習エリアについてもフットイングは非常に重要である。馬は競技アリーナよりも練習アリーナにいる時間の方がはるかに長いからである。組織委員会はフットイングを改善する（散水、砂、おがくずなど）準備をしておかなければならず、また指定の馬場が不適格な状態となるか、または外国人審判員／技術代表／チーフスチュワードが不適格とみなした場合には、可能であれば使用可能な他の馬場へ練習アリーナを移す準備もしておく必要がある。

9.3 練習アリーナのタイムテーブル

練習アリーナの使用に関するタイムテーブルを作成し、選手がアクセス可能でこれを遵守できるエリアである厩舎エリア内の掲示板に貼り出さなければならない。可能な限り、柔軟な対応が求められ、妥当な要請を受けた場合には指定時間外にも練習アリーナを開放するべきである。馬には常にIDナンバーを装着していなければならない。練習アリーナの使用中は、常にスチュワードの監視が必要である。

9.4 鎧

安全のためには、鎧と鎧革（セイフティ鎧にも適用する）は、あおり革の外側で鞍のセイフティーバーから自然に垂れ下がっていないなければならない。選手は直接的であれ、間接的にであれ、馬装具に体の一部を縛り付けてはならない。

9.5 選手および馬に付ける広告と宣伝（一般規定第135条）

競技大会に参加する選手は、メディアによる競技大会報道（永続的に世界中のすべてのあらゆるメディアによって）および当該スポーツの振興のために、競技大会中に自分が撮影されることやテレビ放映、写真撮影、個人識別、インタビューおよびその他の方法による記録をされることに、承諾するものとする。従って、選手はこのような記録類におけるすべての権利を恒久的にFEIへ譲渡するものである。選手は自分の氏名とイメージ、また競技大会にて撮影された写真や動画をFEIおよび／または組織委員会が競技大会の宣伝および当該スポーツ振興の目的で使用することに同意する。

IOCの後援を受けて行われるオリンピック大会と地域大会を除くすべての競技大会において、選手は現行版のFEI一般規程に従い、メーカー名や選手のスポンサー名が識別できる衣服の着用や装備（これに限定されるものではないが、騎乗用装備や軽乗用バックパッドを含む）や車両の使用ができる。

広告に関わる規定に明らかに違反している選手はアリーナ内へ入場させられない。またその場合は、審判団によるイエロー警告カードの発行対象となる場合がある。

9.5.1 メーカー名の識別表示

競技エリア内にいる場合と表彰式の最中には、衣類と装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服も装具も各1点ずつにつき1ヶ所、以下の表面積を超えない範囲で表示することが出来る。

- 衣類と装具には、3cm²
- フライフード（イヤーフード）には、75cm²

衣類および装具のメーカーがスポンサーとなる場合、第9.5.2条の規定が適用される。

9.5.2 スポンサーの識別表示

競技エリア内にいる場合と表彰式の際に表示できる選手個人のスポンサーおよび選手のチームスポンサーの名称および／またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：

- a. サドルパッドの片面につき200cm²ずつ
- b. ジャケットあるいは上衣で、胸ポケットの高さに80 cm²一箇所

- c. シャツの両襟に16cm²
- d. フライフード（イヤーフード）には75cm²

9.5.3 チームスポンサーのロゴ

選手権大会およびCIO(公認国際競技大会)の組織委員会は、チームスポンサーの名称とロゴの使用についての例外規制が定めてあるFEI―規定第135条に従って、ネーションズカップ競技においては、この様なチームスポンサーロゴの使用は許可されていなことを要項に載せておかなければならない。

9.5.4 競技 / 大会 のロゴまたは広告

1. 組織委員会は、すべての FEI 競技大会において、競技エリア内および表彰式中に、競技エリアに居る競技運営側のメンバーと選手が着用する背番号ゼッケンと厩舎馬着に、競技および／または大会のスポンサーの名称および／またはロゴを表示することができる。選手の背番号ゼッケンに記載するスポンサーの名称および/またはロゴの大きさは、100cm²以下とする。
2. 競技アリーナの外側にも広告を表示することができると、テレビ放映契約が許可している。
3. 本条で定める競技エリアとは、選手が審査を受けている場所もしくは選手の馬がホースインスペクションや獣医学的検査を受けている場所を含むすべての場所とする。

広告に関する規則に直接違反する選手は、アリーナに入場することを許可されるべきではない。

またこの場合、審査団からイエロー警告カードの発行を受けることがある。

10 法的手続きと制裁措置

10.1 法的根拠

以下の規定集および規則は、FEIの基本的な任務、責任および組織を記述している。競技役員およびチーフスチュワードは、これらの規定集を所持し、各自の責任の範囲に関わる諸規則を知っていなければならない。

チーフスチュワードが所持しておくべき規定集は以下である：

- FEI一般規定

- FEI獣医規定
- 関与のパラ馬場馬術競技大会に適切に該当する規定

もちろん、すべてのルールを暗記することは不可能である。そのため、まず優先すべきは関連する条項を熟知し、その手順を理解することである。

第一原則は：

HELP	助けよ
PREVENT	防止せよ
INTERVENE	介入せよ

予防は治療に勝つという格言のとおり、競技役員の第一原則は、すべてがルールに従って遂行されている様に、尽力することである。

選手側には、自分たちの馬に関して、また競技大会へのそれまでの準備段階や参加に関連する規定を、確実に遵守する義務がある。

法制度はプロの法律家にとってもかなり複雑である。従って法制度の適用に携わる者は、どのような法規を根拠とするか、そしてそれはどこに記載されているかを知っていなければならないが、この制度を暗記しようとするべきではない。難題が生じた時には、この分野に精通している者であっても、対処する前に該当条項を注意深く読むことが賢明である。

競技役員が下した決定に対して非公式に異論を唱える者がいる場合は、競技役員はこの者に対して正しい手順を教え、一般規程の第163条と第165条を参照するよう伝えるものとする。異議申し立て人が、申し立てを行う権限のない者の場合は、それを指摘するべきである。

10.2 実用的な助言

事例の事実確認内容がまだ一致していない場合には、先ずこれを確定させなければならない。次に、一致した事実あるいは証明された事実に基づいて、決断が下されなければならない。申し立てられた事実を証明する証人の存在は非常に重要である。

異議（非公式の異議も含め）が明らかに正しい場合には、異議申し立て人に対して感謝し、陳謝し、誤りを正すものであるが、次の2点について注意が必要である - 自分の決断を変更する前に慎重に考えること：競技役員の判断の方が正しかったかもしれない。

早急に決断しなければならない場合を除き、進行状況が周囲に聞こえないような静かな場所を探すべきである。法廷のような雰囲気は避けるべきだが、秩序は保つべきで、中断はさせない様にする。当事者にはそれぞれ公平な審理を受ける権利があり、事実について、また必要であれば法に鑑みて、自らの事例を陳述する機会が認められている。

アリーナあるいは立ち入り制限エリアにいた審判員、他の競技役員、スチュワードは、これに関連する証拠を提供できるかもしれない。深刻な虐待行為の疑惑の申し出があった場合には、できるだけ早急に当該馬を見に行き、獣医師役員の協力を求める。当該馬が不当に扱われた兆候を示している場合には、被告人にその跡を指摘すること。

もし残酷な行為を自分自身で目撃した場合であっても、決断にいたる前に、先にその被告人の見解を聞いてからにする。

事例報告が必要な場合、当該競技役員は、関係者と目撃者（公平な！）から供述書を取り付ける必要があることを忘れてはならない。これらの書面には署名、日付（できれば時刻も）を記載しなければならない。

最後に、素人に資格をもった法律専門家と同じことを期待できるものではなく、ここで大切なのは公平で忍耐強く、各当事者に己の事例を供述する機会を与え、また証人に質問する機会を与え、（争点がある場合には）証拠を斟酌し、スポーツ精神に則った公平な結論に到達することである。

諸規則を熟知していなければならないのは誰であるか？

- 審判団長
- 外国人審判員／技術代表
- 上訴委員長
- チーフスチュワード
- 獣医師代表／獣医師団長

10.3 抗議（一般規程 第163条）

1. 抗議は、国際競技大会に何らかの立場で関与している者あるいは団体に対して、もしくはFEI管轄下にある者あるいは団体に対して、国際競技大会の開催期間中あるいはこれに関連している時点もしくは他の時に発生した場合であっても、FEIの定款や一般規程、競技規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、申し立てを行うことができる。

2. 抗議は、FEI、各国の馬術連盟会長、競技役員、チーム監督、またはチーム監督がいない場合は、競技大会に参加する馬の馬管理責任者あるいはチーム獣医師のみが行うことができる。馬の虐待行為に対する抗議は、いかなる個人または団体によっても申し立てることができる。

3. 特に明記されてない限り、抗議は、当該抗議を審理する権限を有する機関の管轄期間が終了する前に申し立てなければならない。これは、抗議を申し立てた個人あるいは団体が当該競技大会に臨場していない場合でも適用される。当該機関は、必要な保証金が支払われる前に抗議を審理する管轄権を有しない。

4. 以下の事項に関する抗議は、審判団に対してのみ行うことができる：

4.1. 特定の競技大会への選手あるいは馬の出場資格に関する抗議、またはアリーナの状態に関わる抗議。そのような抗議は該当競技の開始時刻の30分前までに申し立てされなければならない；

4.2. 障害馬術競技の障害物あるいはコースプランやコース全長、もしくは馬車馬術競技の障害物区間に関わる抗議。そのような抗議は競技開始時刻の15分前までに申し立てされなければならない；

4.3. 総合馬術競技でのクロスカントリー障害物あるいはクロスカントリーコースに関する抗議、馬車馬術競技のマラソンコースあるいは障害物に関する抗議、もしくはエンデュランス競技のコースに関する抗議。そのような抗議は、該当競技開催の前日18:00までに申し立てされなければならない；

4.4. 競技中の不法行為や偶発事象、または競技成績結果に関する抗議。そのような抗議は該当競技の成績結果発表後30分以内に申し立てされなければならない。

4.5. いずれかのFEI規定の適用または施行に伴う手順に対する抗議。そのような抗議は、当該規定の適用または施行の通知後30分以内に申し立てされなければならない。

4.6. 上記のパラグラフで示した事例については、該当する期限内に審判団へ抗議を行うことが、上訴委員会へ上訴する権利の前提条件となる。

5. 一般規定第163.4条に記載されていない事項に対する抗議は上訴委員会へ、あるいは上訴委員会が設置されていない場合は審判団へ申し立てされなければならない。

6. 国際競技大会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事例ではなく、あるいは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、FEI事務総長を通じてFEI裁定委員会へと申し立てられる。そのような抗議は該当する競技大会終了後14日以内に申し立てするものとする。競技大会へ向かっての移動中、あるいは検疫中やトレーニング中、環境順応期間中を含めて到着後に起きた事例の場合は、競技大会に直接関連して発生したとみなされる。

7. すべての抗議の申し立ては書面で行い、第163.2条の意味での抗議申し立て資格のある者が署名し、場合によっては目撃者の氏名を含む裏付け証拠を添付する。

8. 審判団および上訴委員会への抗議申し立ては、審判団長あるいは上訴委員長へ該当する期限内に提出し、場合によっては必要な保証金を添えて提出する。FEI裁定委員会への抗議申し立ては、該当する期限内に必要な保証金の支払い証明書とともにFEI裁定委員会へ送付する。（FEI一般規定の改定第23版、2009年1月1日発効、2017年1月1日施行版に則る）

9. 馬術競技と特にFEIの、評判を落とすような行為があった場合、および／または、八百長、賭け事、贈収賄、および／または汚職があった場合には、これまでの記載とはそぐわない逆ではあるが、FEIはその単独の裁量により、保証金の支払いなしに、抗議を申し立てることができるものとする。

10. 抗議を申し立てる者は、できれば事例の証人を立てるとともに他の形態の証拠を確保し、抗議申し立て先団体へ証人の同行を依頼するか、あるいは証人の氏名と住所を記載し

て正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。FEI裁定委員会への提出に際しては、これらの要件がFEI裁定委員会の内規に特筆されている。

11. 外国人審判員、技術代表、獣医師代表および外国人獣医師代表は、抗議の要因となったあらゆる行為あるいは怠慢をFEI事務総長へ報告しなければならない。

12. FEIによる起訴には時効があり、以下の期間経過後は時効となる：

- (i) フィールドオブプレイ（メイン競技場）またはその近辺で行われた違反については1年間
- (ii) その他のすべての違反の場合は5年間
- (iii) ドーピング違反の場合は10年間
- (iv) 八百長、贈収賄および汚職には、時効の制限なし

10.4 上訴（一般規定 第165条）

1. 上訴は、誰でも、正当な利害関係を有する個人あるいは団体であれば、定款、一般規程あるいはスポーツ規程にて権限を与えられた者あるいは団体が下した決定に対して申し立てすることができるが、上訴できるものは認められる場合に限る（下記パラグラフ2を参照のこと）：

1.1 審判団が下した決定については上訴委員会へ（上訴委員会が設けられていない場合はFEI裁定委員会へ）。

1.2. 上訴委員会またはその他の者あるいは団体が下した決定についてはFEI裁定委員会へ。

1.3. FEI裁定委員会が下した決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）へ。このような上訴を申し立てる者あるいは団体は、FEI事務総長へこの旨を通知し、上訴陳述書のコピーを提出する。

2. 以下は上訴が認められていない：

2.1. 第159条7.1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合では、アリーナや障害物、コースに関わる事例）における審判団のくだした決定に対するもの；

2.2. 審判団がくだした決定からあがった上訴についての上訴委員会がくだした決定に対するもの。

2.3. 上訴委員会が設けられていない場合に、審判団がくだした決定に対する上訴についてのFEI裁定委員会がくだした決定に対するもの。

3. 上訴委員会への上訴は書面で準備し、これに署名して、裏付けとなる証拠書類を添えて提出するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、審判団の決定がくだされた後1時間以内に提出しなければならない。

4. 上訴委員会が設けられていない場合は、FEI裁定委員会への上訴を書面で準備し、これに署名して、裏付けとなる証拠書類を添えるか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技大会終了後14日以内にFEI裁定委員会へ提出しなければならない。競技に関する限り、上訴権は選手あるいは馬の出場資格、およびスポーツ規程の解釈に関わる問題に限定される。

5. FEI裁定委員会への上訴はFEI事務総長宛てとし、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付けとなる証拠書類を添えるか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知がFEI事務総長より送付された日から30日以内にFEI裁定機関へ届かなければならない。

6.

6.1 スポーツ仲裁裁判所（CAS）への上訴は裏付けとなる証拠書類を添付し、CASスポーツ関連仲裁規約に定める手順に従って、CAS事務局へ送付しなければならない：

6.2 この上訴は、当該事例に関わる馬管理責任者の所属するNFが、FEI裁定委員会による決定通知をFEI事務総長から受けた日より21日以内にCASへ届くものとする。

6.3 上訴の陳述書コピーはFEI事務総長へも同時に送付する。

10.5 罰（一般規定 第169条抜粋）

7.1. 審判団長、上訴委員長、チーフスチュワード、技術代表は、馬管理責任者がイエロー警告カードを受けることを競技大会期間中に本人に通知しなければならない、それは手渡しまたはその他の適切な手段で交付される。合理的な努力をしても選手がイエロー警告カードを受けたことを競技大会期間中に本人に通知できなかった場合、選手は、競技大会から14日以内に書面にて通知される。

8. いかなる事案の場合にも、課される罰則は、罰金、資格停止、失格の組合せからなることができる。罰金の額および資格停止の期間は、第169.6条に記載された指針および事案の状況に従って決定されるものとする。

9. 法制度に基づき課されるすべての罰金は、FEI に支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払われるのではなく、支払い請求があった時点で FEI に支払われなければならない。罰金の支払い請求を受けてから 30 日以内に支払わなかった者は、罰金を支払うまでは自動的に資格停止処分となる。支払い請求の発行日から 90 日以内に罰金が支払われない場合、毎月末に年率 10%の利息が自動的に課される。罰金を誤って組織委員会またはその他の人物に支払った場合、当該罰金は FEI に送金されるものとする。

11 報告書と事後処理

11.2 報告書（一般規定 第164条）

競技役員は、一般規定および適用されるスポーツ規定に従い、競技大会の終了後にFEI事務総長に報告書を提出することが要求されている。抗議あるいは上訴の要因となった事例はこの報告書に記載しなければならない。FEI への報告書提出を怠った場合はFEI から制裁措置を受けることとなり、まずは警告を受け、次は未提出の報告書がFEI へ提出されるまで、資格停止処分となる。

11.3 競技終了後

チーフスチュワードは、FEI あるいはNF（スチュワードジェネラル）から受領しているはずの報告書式、もしくはFEI ウェブサイトからダウンロードした書式を使って空欄を埋めて報告書を完成し、競技大会後できるだけ速やかにFEI へ送付するとともに、そのコピーを競技大会組織委員会、NF、地域スチュワードジェネラル、スチュワードジェネラル（また競技大会が自国以外で実施された場合には自国のNF のスチュワードジェネラル）へ送付することとする。

次年に向けて改善すべき点については、組織委員会に伝える。

11.4 チーフスチュワード用のFEIチェックリスト

11.4.1 管理運営

- 他の競技役員の名前を把握しているか？
- 選手用の情報が記載されてるリーフレットを持っているか？

- 情報掲示板／メッセージボードには指示が英語かフランス語、および開催国の言語で書かれているか？（全体図あるいはエリアマップ、練習馬場、タイム・スケジュール、重要な電話番号、スターティングリスト、成績、馬房割り当て）
- 一目でわかるような厩舎バッジとアクセスパスは配布されているか？
- 電話番号リストはあるか？
- 各チーム監督用のレターボックス（ピジョンホール）は設置されているか？
- 参加申込している馬全頭のリスト（マスターリスト）はあるか？
- 到着時検査の時にグルームに手渡すID ナンバーは準備できているか？
- IDナンバーはグレード識別番号となっているか？（例えば、グレードIは1で始まる番号、グレードIIは2で始まる番号、グレードIIIは3で始まる番号、など）

11.4.2 諸設備

以下の準備は十分な内容であるか？：

- グルーム用の宿泊施設はどうか（厩舎地区の外の）？
- あなたのアシスタントスチュワード用の宿泊施設はどうか？
- アシスタントスチュワード用の食事はどうか？
- 無線機、トランシーバー、あるいは電話がチーフスチュワードとアシスタントスチュワード全員に提供されているか？
- スチュワード・オフィスはあるか？（厩舎の出入口近く；必要な物が完備しているか？）
- 通いやすい場所に使えるトイレはあるか？
- すべてのドアやゲートは障がいのある選手でも使い易い仕様になっているか？（スロープ台、車椅子対応トイレなど）

11.4.3 医療サービスと獣医療サービス

- トレーニングが行われている間、救急車、医師、獣医師は待機しているか？
- 救護獣医師は1日24時間態勢で対応できる状況にあるか？
- 隔離馬房はあるか？
- 獣医診療用に準備された特定の場所（例：診療所、EADCMR 用馬房）があるか？；獣医師たちはその場所を知らされているか？
- 他の馬房と離れて（静かな隅っこに）EADCMR 用の馬房が2つ準備されているか？
- EADCMRに立ち会う熟練したスチュワードはいるか？

- EADCMR用設備は準備できているか？（オフィス、冷凍庫、テーブル、椅子など）

11.4.4 厩舎

- 厩舎管理責任者とは緊密な協力関係にあるか？
- トラック、馬運車、バンなどは厩舎エリアの外に駐車してあるか？
- 厩舎エリアは適切にフェンスで囲われているか（立ち入り制限エリアにしてあるか）？
- 馬房は十分な広さがあり、安全であるか？
- 入厩馬のリスト（馬房番号付きのリスト - マスターリスト）があるか？
- CPEDIとCDIの馬には分けられた区域が用意されているか？
- 牡馬には適切な（牝馬の隣ではない）場所の馬房が割り当てられているか？
- 馬房にはしかるべきラベル表示がされているか？（馬房情報カード）
- 良く換気されているか？
- 24時間警備が運営されているか？（選手権大会とGamesと名の付く大会など）
- 厩舎の夜間警備規制管理用紙（附則 IV）は準備されてあるか？
- 給水場所とシャワーの数は十分にあるか？
- 電力は使用できる状態にあるか？
- 夜間の馬の見回りサービスが手配されてあるか？
- 厩舎には十分な消火設備が整っているか？
- 指定された喫煙場所は厩舎の外に設置されてあるか？
- 草地エリア利用の特別な時間やプランは公表されてるか？
- 装蹄師はいつでも対応できる状態にあるか？
- カフェテリアすなわちミーティング場所は設けられているか？
- 厩舎の通路は十分な広さの幅があるか？
- 厩舎に照明は設備されているか？ 電球は点くか？ またそれらは十分な明るさか？
- 電線ケーブルは馬が触れない場所に配線が取り付けられてあるか？

11.4.5 馬の馬体検査とホースインスペクション

- 馬の到着時の馬体個体識別確認と馬体検査は、獣医1人とスチュワード達で行われたか？

- 馬用の識別番号（頭絡番号）は準備出来ているか？
- ホースインスペクション用の場所は？：
- 路面は平であるか？
- 路面は硬いか？
- 路面の表面は滑りにくいものであるか？
- 補佐してくれるスチュワードの人数は十分か？
- ホールディングボックス用エリアは条件を満たしているか？
- スターティングリスト、テーブル、パスポート、拡声システム、馬糞拾い係と道具などは、準備手配されてあるか？
- 観客用の場所には十分な広さがあるか？
- 観客と馬のオーナー達を、ホースインスペクションパネル（団）から離してあるか？

11.4.6 練習アリーナ

- スクーリング用のスペースは十分にあるか？
- 調馬索に使える場所は別に設けてあるか、もしくは特別な時間帯に指定されてあるか？
- 日々のスクーリング時には十分な人数のスチュワードが居るか？
- スクーリング時間のタイムテーブルはあるか？
- 馬場のグランド状態は整備されているか？
- 競技アリーナのグランドと類似したグラウンドか？
- 各アリーナには番号が付けられてあるか？
- スチュワード達は（スケジュールに沿った内容を）要点説明を受けているか？
- 悪天候時にはスチュワード達が利用できる避難場所があるか？
- 馬用の救急車は？：
- 機能的か？
- 車両に連結してあるか？
- アクセスし易い場所に駐停車してあるか？
- 車両の鍵はどこにあるか？
- まともな設備が備わっているか？
- スクリーンはあるか？
- 馬を乗せて引っ張って運搬できるソリの様な道具はあるか？
- ホルター（無口頭絡）と引手ロープはあるか？

- アリーナの出入り口は馬用の救急車が容易に通れる十分な幅があるか？
- 何か問題が生じた場合の対応策はあるか？
- 誰が担当者なのか？
- リハーサルは行なわれたのか？
- スクリーンの設置は誰が指揮するのか？
- 人間用の救急車と医師についてはどうなっているのか？
- 車椅子で近づけるマウンテンプロックがあるか？
- 馬場サイズを20X60mから20x40mに変更するのに適切な時間と人数が確保されているか？
- 盲目のパラライダーが1人でも居るか？

11.4.7 ウォーミングアップ

- 競技開始前にスターティングリストは手に入るか？
- 競技会の流れはどの様に運営されているのか？スチュワードの補佐は必要か？
(YESの場合、スチュワード人数は足りるのか？)
- 調馬索用エリアとフラットワーク用エリアは分けてあるか？
- 装蹄師はウォームアップアリーナの近くで待機しているか？
- グラウンド整備の段取りは手配されてあるか？
- 審判団とチーフスチュワードは連絡を取り合っているか？
- 表彰式は審判団と組織委員会によって運営されているか？
- チーフスチュワードは、表彰式に出る選手と馬を集める補佐をする。

附則 目次

附則 I	チーフスチュワードレポート（報告書式）
附則 II	ホースインスペクション（レイアウト図）
附則 III	馬房カードの情報（図）
附則 IV	厩舎の夜間規制（記録用紙例）
附則 V	FEI 競技大会期間中における馬具規制
附則 VI	馬具類の参照例（図）
附則 VII	ドレッサージュアリーナ見取り図（図）
附則 VIII	スチュワード業務のガイドライン
附則 IX	機能的障がいのある選手の為のドレッサージュ競技
附則 X	視覚的機能障がいのある選手への援助
附則 XI	スチュワード用のトレーニング記録用紙（書式例）
附則 XII	スチュワード覚書
附則 XIII	（新）競技前後のトレーニング技法
附則 XIV	競技大会場のレイアウト（図）

付則 I チーフスチュワードレポート（報告書式）

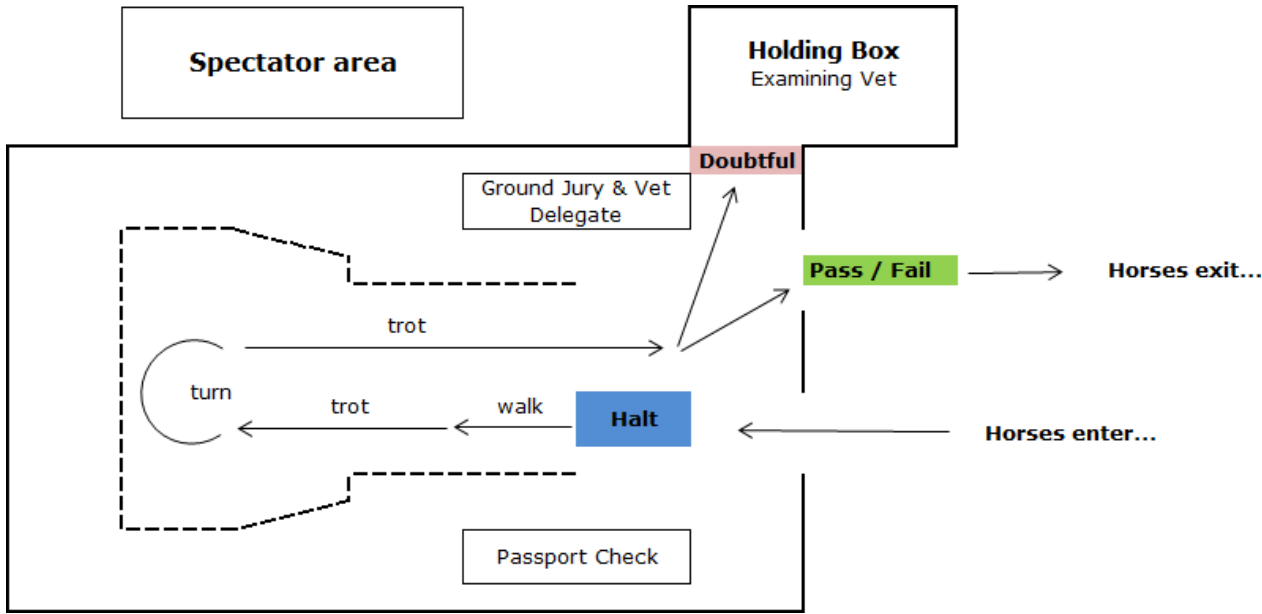
チーフスチュワードレポート（報告書式）の最新版は、下記リンク先のFEI ウェブサイトにて確認でき、ダウンロードできる：

<http://inside.fei.org/fei/your-role/officials/dressage/forms>

附則 II — ホースインスペクション（レイアウト図）（図は原文から引用）

獣医規定の「ホースインスペクション」章をご参照のこと

図 1： ホースインスペクション手順のイラスト



附則 III - 馬房カードの情報 (図)

(図については、原文を参照してください。)

(内容については、以下情報が記載できる書式カード例)

馬匹名：

馬頭絡番号：

馬の性別：

馬管理責任者名：

電話番号：

グルームの名前：

電話番号：

チーム監督の名前：

電話番号：

附則 IV — 厩舎の夜間規制 （記入用紙例） 「NIGHT CONTROL IN THE STABLES」

日付：

時刻		国籍	氏 名	馬番号	署 名	訪問の理由
In	Out					

1. 競技大会場出入り認可を受けたグルームで、許可を申請した者のみ、夜間に自国に割り当てられた厩舎に滞在することができる。
2. その他に認可された者が夜間に厩舎を訪れた場合には、夜間規制記録用紙に署名しなければならない。その者にはスチュワードが随行しなければならない。
3. 厩舎の見回りは、概ね1時間に1回行われなければならない。
4. 喫煙は指定エリアでのみに限定しなければならない。
5. 厩舎エリアでの催しものは認められない。
6. 馬に薬物治療が必要となった場合には、その馬の該当書式（メディケーション・フォームI/II/III）を確認する。
7. 当直獣医師と連絡を維持する。

緊急時：火事 電話：

獣医師 電話：

医師 電話：

警察 電話：

附則 V - FEI 競技大会期間中の馬具規制

競技役員は、ブーツやバンデージの検査時、および馬の肢、脇腹、口、鼻に出血があるかを検査する際に、少なくとも使い捨て手袋1組を使用しなければならない。馬の口、鼻、脇腹を確認する際には、出血の兆候が無いかどうかを見なければならない。

耳栓の存在を確認するには、競技終了後の銜と拍車の検査時に、イヤーフードを取り外さなければならない。スチュワードはこの取り外し作業を目撃する。スチュワードは銜検査の前に、鼻革とカーブチェーンをゆるめてもらう様に要望しなければならない。もし銜のサイズの計測が必要な場合には、スチュワードは馬と選手に帯同して厩舎へ戻り、頭絡と銜が馬から外された後で銜を計測する。

(獣医規程 第1035条、また獣医規程 第1025条VIも参照)

1. これらの獣医規程に加えて、特殊なタイプの馬具に関する禁止事項および要件が、各競技種目の規程に定められている。
2. 馬具素材の検査(規制)は、競技大会期間中いつでもスチュワードおよび／またはオフィシャル獣医師により実施することができる。
3. 審判団長へは、実施予定の公表の有無に係わらず、すべての検査／規制の実施について知らせなければならない；(外国人) 獣医師代表は通知されていなければならない、同代表は相談を受けた時に対応できる態勢であること。
4. メジャー競技大会(選手権大会、ゲーム大会、ワールドカップなど)の決勝戦の際に行われる規制については、獣医師団メンバーが実施手順に立ち合うべきである。
5. 何らかの問題が疑われた場合、(外国人) 獣医師代表(FVD/VD)がさらなる検査を実施するまで、馬および検査対象になったすべての物品を厳重な監視下に置かなければならない。
6. FVD/VDは、パスポートの馬体特徴図と馬を照合して個体識別を行い、その馬名とFEIパスポートナンバー、馬管理責任者を記録する。
7. 馬具に関する疑念事項について、FVD/VDは馬のウェルフェアあるいは健康への影響について

助言を求められることがある。

8. FVD/VDは、FEI獣医レポートに馬名とFEIパスポートナンバー、馬管理責任者名、各検査の詳細を記載し、競技大会終了時には全項目の記入を終えて報告書を完成させなければならない。

9. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは出血が見つかった場合は、直ちに審判団長へ知らせなければならない。

10. 鼻革規制プロトコル：

各FEIパラ馬場馬術競技大会において、鼻革の締め具合チェックが確実に実施される様にするのはチーフスチュワードの責任である。

従ってチーフスチュワードは、アシスタントスチュワード全員に鼻革チェックの正しいやり方について簡潔に説明し、この作業を行う際のホースマンシップの重要性を強調して伝える。

鼻革チェックは、馬が演技を終えて競技アリーナから退場する際の馬具規制検査の一環である。1名の同じスチュワードが同一競技に出場した馬全頭の鼻革チェックを行わなければならない。締め具合の確認は、スチュワードの人差し指で馬の頬と鼻革の間で行う。このチェック作業の際には、スチュワードは手袋を装着しなければならない。

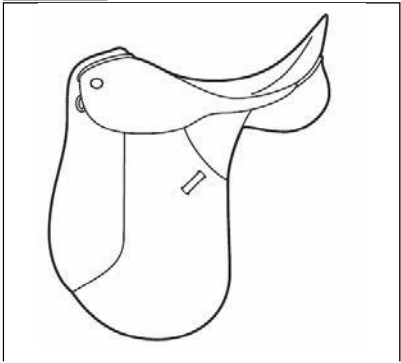
同一競技大会における他の競技を通して、鼻革チェック担当に指名されたスチュワード達の人差し指の太さは、理想的には類似サイズであることが望ましい。

馬のウォームアップ準備運動時に鼻革をきつく締めすぎていることが明らかな場合は、馬具規制検査担当スチュワードに指名された者には、ウォームアップ準備運動中でもチェックを行う権限があり、もし鼻革を締め過ぎている場合には、選手に鼻革を緩めるように要請する。当該馬の鼻革は、演技終了後に同じスチュワードがもう一度チェックを行う。もし2回目のチェックでも鼻革の締め具合がまだきつ過ぎた場合は、チーフスチュワードが当該選手にイエロー警告カードを発行する。

付則 VI — 馬具類の参照例 (図は原文より引用)

本付則はFEIパラ馬場馬術規程第8428条の参照用であり、記述された規定と併せて参照しなければならず、記述された規定が本付則に優先する。下記の図は参照例であり、馬に同様の影響を及ぼす類似装具も記述された規定に準拠していれば認められる。

Saddles

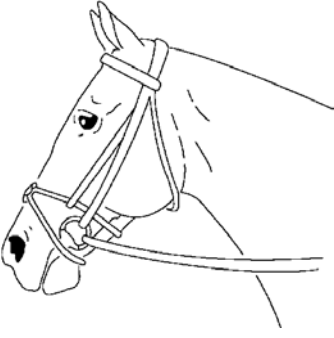
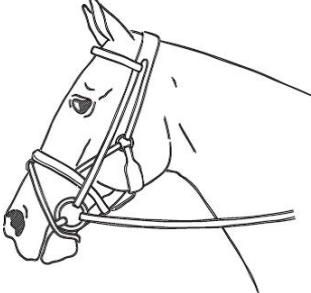
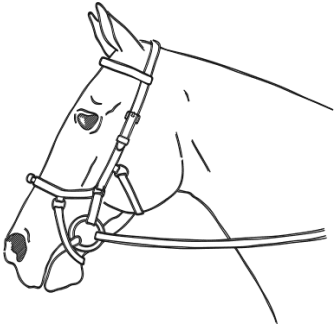


Example of Dressage saddle

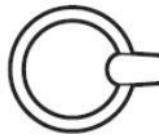
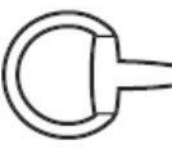
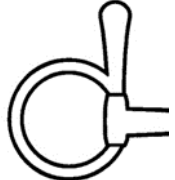
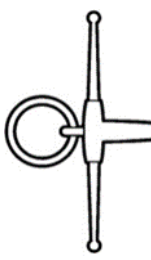
Bridles

Ex. of Double Bridle, used with cavesson noseband, throat lash, bridoon and curb bits, and curb chain	Crown piece may not extend beyond the two arrows

Ex. of Cavesson noseband	Ex. of dropped noseband	Ex. of flash strap

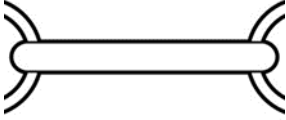
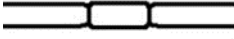
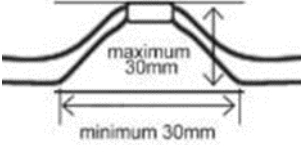
		
Ex. of crossed/mexican/grackle noseband	Ex. of combined noseband – no throat lash necessary	Ex. of Micklem style bridle – no throatlash necessary

Bits: Cheek Pieces:

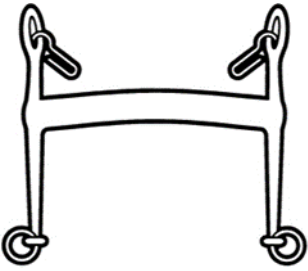
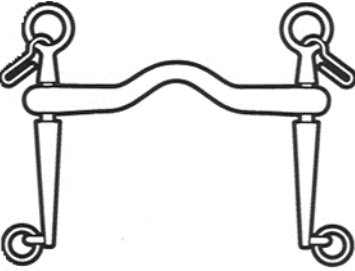
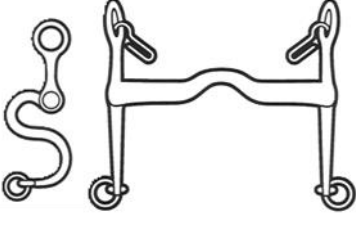
		
Ex. of Loose Ring cheek	Ex. of Eggbutt cheek	Ex. of D-Ring cheek
		
Ex. of upper cheek	Ex. of full cheek	Ex. of hanging cheek
		
Ex. of Fulmer cheek		

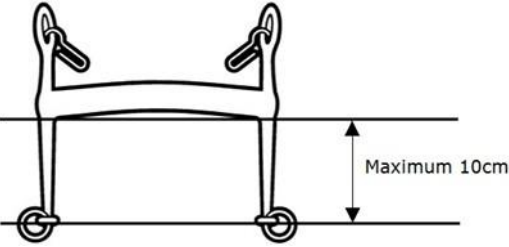
Mouthpieces:

		
Ex. of single jointed mouthpiece	Ex. of double jointed mouthpiece	Ex. of double jointed mouthpiece

		
Ex. of unjointed mouthpiece	Ex. of barrel joint	Ex. of ball joint
		
Ex. of double ball joint	Ex. of centrepiece with a roller	Port deviation measurements

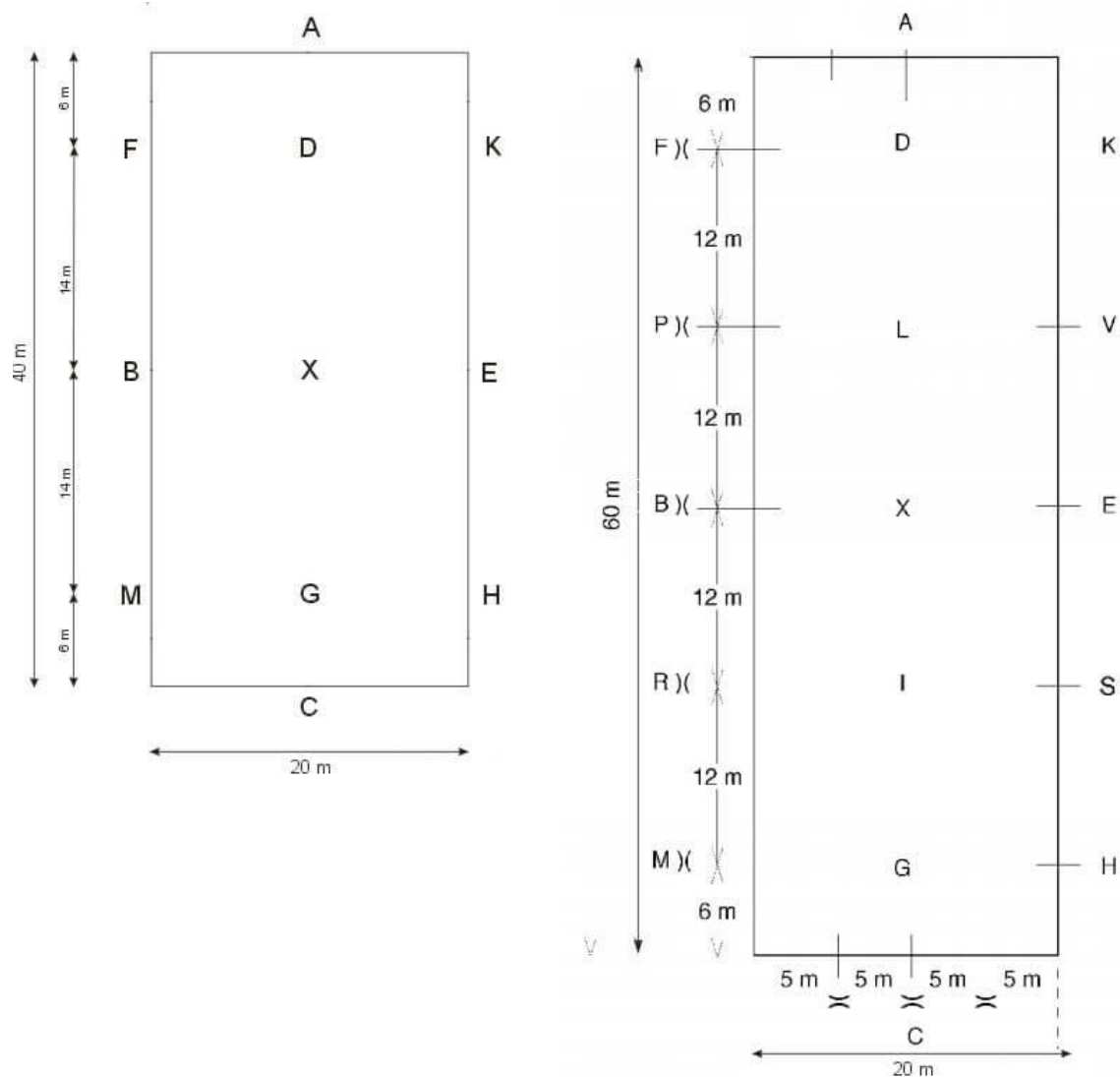
Curb Bits:

		
Ex. of curb with straight cheeks	Ex. of curb with port and sliding mouthpiece (rotating arms also allowed)	Ex. of curb with S cheeks


Maximum size of lever arm

	
Ex. of Curb chain	Ex. of Leather cover for curb chain
	
Ex. of lip strap	Ex. of cover for curb chain

附則 VII — ドレッシングアリーナ見取り図 (図) (図は原文より引用)



留意点：

入場口の幅は最低でも2m必要である。

ポイントの文字記号はアリーナフェンスから約50 cm離れた地点に設置されてあるべき。

(FEIパラ馬場馬術規定第8429章を参照のこと)

附則 VIII — スチュワード業務のガイドライン

1. 友好的であれ、そして選手の邪魔をしない

公平性：すべての競技種目において同じ方法でスチュワード業務を行うこと

政治的な駆け引きなし：外的要因（プレス、ゴシップなど）の影響を受けない

中立で注意深い観察眼

介入することよりも、臨場している存在感自体が大切

介入に際しては慎重に

選手には、否定的な注意をする代わりに説明をする

警察官のような態度は避ける

介入する場合：できるだけ迅速に心理的アプローチをする（選手がメインアリーナへ入場するまで待たない）

2. すべてはあなたの介入の仕方にかかっている

何が許容され、何が許容されないか、個々に当てはまるルールを定めることは不可能である。トレーナー、選手（およびオーナー）と同様に競技大会の緊張感に対応するためには、馬への思いやりをとまなう対人交渉術をもって介入しなければならない。

すべては次のようなことに左右される：

- * その特定の日、その特定の天候とフットイング状態がなせる選手の行動のせいかな？
- * 選手／トレーナーの規定に関する知識力のせいかな？
- * 彼らは規定違反を犯していることを認識しているのか？
- * 彼らは意図的に規定違反を犯しているのか？
- * 介入した場合にはどのような反応があるだろうか？
 - － あなたの注意に同意するか？
 - － さらに説明を求めてくるか？
 - － 受け入れないか？ 抗議してくるか？ 無礼な態度か？

3. 馬への虐待行為または酷使があった場合：弁解の余地なし

馬に対する虐待行為またはひどい扱いがあった場合：

慎重かつ機転を利かせた人当りの良さで直ちに対応する；

直ちに虐待行為をやめさせ、介入した理由を選手に説明する；

審判団長にその事例と対応措置を伝える；

救護獣医師がこの事例（怪我、不整呼吸、過剰な発汗、一般的な健康状態の問題）に注意を引く様に説明する（状況を正確に定義する）；

審判団長の決定を施行する。

スチュワードは「虐待」と「矯正」の違いを理解していなければならない。

スチュワードはスクーリングエリアに入って、乱暴な騎乗や乱暴でマナーに反する失礼な態度を止めることができないなければならない。

発汗過多や不整呼吸（天候状態を考慮する）を認めた場合は、いつでも直ちに対処する。

過剰な騎乗や疲弊の兆候（必要であれば救護獣医師の応援を求める）を呈している場合は、いつでも直ちに対処する。

頭頸を伸展させて、低く、丸くする騎乗は認められる。ただし、過度または長時間（頸のハイパーフレクション）は認められない。未熟な選手がこれを模倣すると危険である。トレーニングと過度なトレーニングは紙一重である。

スチュワードは厩舎では絶えず油断せず、腫れや痛みを軽減させるために馬の唇に湿布薬を使用しているなど、違和感のあるものを見かけた場合は、FEI 獣医師／競技場審判団へ報告しなければならない。

トレーナーが競技大会にて、禁止された馬具類を使ってアリーナの裏側などで騎乗することは認められていない。

競技アリーナでの演技が思わしくなかったことから、演技終了後にスクーリングアリーナに戻り、虐待的に馬を調教することは認められていない。

鞭を3回使用した場合にはスチュワードが介入するべきである。

怪我とは：

- 拍車／脇腹に血が付着
- 銜／口に血が付着
- 脇腹に腫れ（拍車）
- 耳の後ろ側に熱傷（発汗や擦れたことによるもの）
- 脇腹／後躯に腫れ（鞭の使用）
- 腹帯部分に熱傷（発汗や擦れたことによるもの）
- 上肢／下肢／蹄の創傷
- 鼻からの出血

4. チームスピリット

- 選手／トレーナーらと協力
- 他の競技役員らと協力
- 組織委員会と協力

各自が各々の任務において、以下に示す一つの思いだけを胸に、他のメンバーと協力し合う努力をしなければならない：

皆が互いに助け合うことを望み、個人の利益よりも馬とスポーツマンシップが大切にされる競技大会に参加すること。

我々はすべての参加者にとって公正な競技となるよう、選手の権利を代弁する者でもあることを理解しなければならない。

5. 選手は、スチュワードは手助け／支援するためにその場に居ることを理解するべきである

一般情報

スターティングオーダー（呼び出し）

パドックスケジュール

厩舎のセキュリティ

個人的な問題解決の手助け

連絡面での手助け（氏名、電話番号、住所など）

選手－主催者－審判団の間に立って問題の解決を手助け

諸規程（FEI パラ馬場馬術規程、FEI 一般規程、FEI パラ馬場馬術スチュワードマニュアルなど）に関する情報で手助け

6. スチュワードは教育的指導の役割を担う

諸規程の背景に託された精神を尊重しつつ、これを適用するよう選手を指導する；

厳しくも人間らしい思いやりを込めて；

公平性をもって；

疑わしい場合は彼らに有利に計らう；

感情が高ぶってきた時には議論をしない；

選手／トレーナーらは多大な重圧下であり、些細なことで過剰に反応してくることに留意する。

あなたの言動が重大な意味をもつ!!!（自制すること）。

激しい口論に陥るような言い争いは避ける。

注意を言う必要がある場合は：

- 礼儀正しく
- 慎重に
- 公の場を避ける

7. スチュワード業務での外的要因

- ・ 第三者（家族、ファン、友人）：不公平さ
- ・ プレスとテレビ：大騒ぎ
- ・ 他の選手／トレーナーら：嫉妬を見せる
- ・ コミュニケーションでの矛盾：明解で意見の一致を
- ・ 主催者：規定への抵触 – 諸規程
- ・ EADCMR 規制：規程を適用する
- ・ 極端な天候条件：審判団長および主催者と緊密に協議して、スチュワードは次のような提案を
することができる（ウォーミングアップの時間をかなり早い時間に設定、トレーニングエリアの変更、メインアリーナでのトレーニングセッション時間を長くするなど）
- ・ 伝染性疾患：救護獣医師を介して保健所からのガイドラインに沿う

8. 結び

自分は手助けをする為に競技大会に居ることを忘れるべからず。

附則 IX - 障がいのある選手の為の馬場馬術

パラ馬場馬術 グレードI

グレード I の選手は、四肢及び体幹に重度の障害を有する。選手は通常、車椅子を使用する必要がある。不安定な歩法でも歩行が可能な場合もある。体幹と平衡感覚は著しく損なわれている。

プロファイル：1, 2, 3, 5, 7, 12a, 13

パラ馬場馬術 グレードII

グレード II の選手は、体幹に重度の障害、上肢に最小限の障害、または体幹、上肢、下肢に中程度の障害があります。このグレードの選手のほとんどは、日常生活で車椅子を使用しています。

プロファイル：4、6、9、10a、11a、12b、31a

パラ馬場馬術 グレードIII

グレードIIIの選手は、両下肢に重度の障害があり、体幹にはほとんどあるいは全く障害がない、あるいは上肢、下肢、体幹に中程度の障害がある。このグレードの選手の中には、日常生活で車椅子を使用する者もいる。

プロファイル 8、10b、11b、14、17a、18a、27、31b、32

パラ馬場馬術 グレードIV

グレードIVの選手は、両上肢に重度の障害または欠損、四肢に中等度の障害または低身長を有する。グレードIVの選手は、歩行が可能であり、通常、日常生活で車椅子を必要としない。また、グレード IV には、視力が非常に低く、かつ／または光を知覚できない B1 に相当する視覚障害のある選手も含まれる。

プロファイル 15、17b、18b、19a、21、25、26a、28、36

パラ馬場馬術 グレードV

グレードVの選手は、運動能力または筋力の軽度の障害、または一肢の欠損、または二肢の軽度の欠損を有する。また、グレード V には、グレード IV に出場する視覚障がい者よりも高い視力を持つ B2 相当の視覚障がい者、および／または半径 5 度未満の視野を持つ選手が含まれる。

プロファイル 16、19b、20、22、23、24、26b、37a

適格外

プロファイル 29, 30, 37b, 38, 42, 48, 39

附則 X - 視覚に障がいのある選手への援助

1. 視覚に障がいのあるライダーは、文字（標記）の位置にコーラー（人間が音声で文字記号を伝える）やブリーパー（音が鳴る器械）をつけることができる。このようなコーラー／ブリーパーは、プロファイル特有のコンペンセーションエイド（補助具）であると分類され、選手または選手の国によって提供され、FEIクラシフィケーション・マスターリストに記載されなければならない。
2. 競技中、コーラーやブリーパーに頼っている視覚障がい者ライダーの妨げになるような、他のテストを直ぐ近くで読み上げることはしてはならない。
3. アリーナ内にはコーラー1名のみが入ることができる。その他のコーラーはアリーナボードの外側に位置しなければならず、ジャッジの視界を妨げない限り、マーカー（標記）からマーカー（標記）へ移動することができる。
4. コーラーは13人以下とする。視覚障がい者ライダーは、可能な限り少ない人数で、可能であれば1人のみのコーラーを使用することが推奨される。もし複数のコーラーを使用する場合は、リードコーラーがいなければならない。リードコーラーは、Cのジャッジから識別されなければならない。
5. 盲目ライダーの為に競技アリーナのファミリアライゼーション（馴致）。演技を始める前に、機能プロファイル36のライダーは、アリーナ内を手前を1回変えて両方向に1周することを選択することができる。馴致プロセスが完了してもスタート合図が鳴らない場合、ライダーは停止位置で待機するか、任意のペース（歩法）でアリーナ内を動き続けるか、アリーナの外側を周ることができる。ライダーは、アリーナの内側からでも外側からでも演技を開始することができる。
6. その他の外部からの援助は、C 地点審判員の判断により、失権となる場合がある。
7. 視覚障がいを持つグレード IV 及び グレードV の選手は、競技アリーナ以外の場所で馬に乗る際は、選手が提供した独特な色のアームバンドを常時装着していなければならない。
8. 視覚障がいを有する選手が要求した場合、独りでトレーニングを行い、独りでウォームア

ップを行なえる対策が用意されなければならない。

9. 視覚障がいを持つすべての選手は、アリーナ内から演技を開始することができる。

附則 XI - スチュワード用 トレーニング時間記録用紙 (記録用紙例)

記録日付:

競技者番号	国名	トレーナー ON (騎乗し た時刻)	選手 の 競 技 開始時刻	トレーナー OFF (下馬し た時刻)	トレーナーに 残された時間	コメント	マスターリスト と馬具を照合 したか？ √	ビットチェックを 終えたか？ √

附則 XII - スチュワードの覚書

スチュワードが交代する際には、必ず「スチュワードのトレーニング記録用紙」を読み、交代時のプレイ状況を必ず把握していること（交代するスチュワードから常に十分な説明を受けるとは限らない）。

鞭の長さを確認し、最大1.2mまでであることを確認する。

タックチェック（馬具チェック）は、FEIクラシフィケーション・マスターリストを用いて実施される。

グレードⅠ、Ⅱ、Ⅲの馬は、トレーナー/コーチ、または選手の所属NFが指定する他の選手が、**30分間**以内（1日あたり）騎乗することができる。（注意：これは一日に複数回のセッションに分けてもよい）。

トレーナーは、選手の競技開始時刻の**15分前**には馬から降りていなければならない。

クリップボードにタイム記録シートがあり、関連する時間を記録しているか？

このタイムシートは、一日の終わりにはチーフスチュワードに提出する。

附則 XIII - (新) 競技前後のトレーニング技法

1. 背景

ウォームアップ中の目的とは、競技アリーナで可能な限り最高のパフォーマンスができるよう、馬と選手が精神的および物理的に準備することにある。これはあらゆる場合において馬のウェルフェアを尊重し、可能な限り配慮深く行われるべきである。

競技会の環境は特別であり、通常のトレーニング状況とは対照的に時には予想し得ない状況を創出すると考えられている。スチュワードは個々の競技の独自性を認識し、それに応じて対応できなければならない。

2. 許容されるトレーニング

トレーニングや競技の前後におけるストレッチング技術の正しい適用は、ほぼすべてのスポーツにおいて長く培われてきた大切な練習方法とみなされる。馬術スポーツにおいて、このストレッチング技術は競技馬の柔軟性と健康を維持するために用いられている。

多くの場合、ウォームアップは馬体筋肉の伸展と収縮、すなわちリラクゼーション期と高強度運動期を交互に繰り返す構成である。伸展と収縮は馬のトップラインの伸展および／または短縮を伴い、停止時（静的に）あるいは運動時（動的に）に行うことができる。

選手は馬の動きに関わるすべての馬体筋肉群をウォームアップさせることを目指すべきである。演技終了後のクールダウン期は、馬の心身の幸福感にとって極めて重大である。クールダウン期には運動強度を減少させて馬を精神的にリラックスさせ、通常の心拍数や呼吸数、体液および電解質バランスへと回復させるものである。演技終了後の競技後トレーニングの運動は許可されるが、最小限に抑えなければならない。いずれの場合も競技後トレーニングの後にはリラクゼーション期の時間が必須である。

3. 強引な騎乗

FEIパラ馬場馬術スチュワードマニュアルに加えて、馬場馬術における強引な騎乗を判定するにあたっては、次のポイントを考慮しなければならない：

- ・すべての頭頸の位置は、できる限り繊細な努力により達成された位置でなければならない。抵抗する拳を使った場合は、馬が反応したら拳は直ちに緩めなければならない。
- ・すべての矯正はできる限り無理をせず行うべきである。不適切あるいは不均衡な矯正は認められない。
- ・拍車や鞭、銜を含むいかなる扶助も過剰使用は禁止されている。
- ・特定の運動を過剰に繰り返すことは認められていない。
- ・ストレスが高まり選手の判断力が鈍っているような場合は、スチュワードが介入し、直ちに強引ではない騎乗に変更する様に選手に求めなければならない。

4. 運動のバリエーション

継続的に運動内容および頭頸位置を変化させることが肝心である。強引な騎乗は直ちにやめさせる。バリエーションとしては、リラクゼーション期と伸展期と、あるいは頭頸をストレッチさせる動きが構成に組み込まれている。

5. 競技前のウォームアップ期と競技後のクールダウン期の許容継続時間

例外的な状況で、かつチーフスチュワードの許可がある場合にのみ、1時間を超えるウォームアップ・セッションが可能である。ウォームアップ・セッションには、リラクゼーションの時間をたびたび入れなければならない。ウォームアップ・セッション前後の引き馬や常歩での騎乗は、1時間のうちに含まれない。あらゆるトレーニングおよび／またはウォームアップとの間には、1時間以上の休憩を入れるべきである。演技終了後のクールダウンを含む修正のための騎乗は、10分を超えてはならない。

6. トレーニング馬場

競技前のウォームアップを含むすべてのトレーニングセッションは、公式トレーニング馬場にてスチュワード監視下でのみ行うことができる。公式トレーニング時間外および／または監視下でない馬場でトレーニングを行った場合、選手は失格となる。

準備運動中と競技中、チーフスチュワードはトレーニング馬場に臨場するか、または複数のトレーニング馬場を使用している競技大会の場合は、それらの馬場を見渡せる場所にい

なければならない。チーフスチュワード本人がその場にいられない場合は、その責任において、必要な経験と知識のあるスチュワードを任命し、トレーニング馬場の監視にあたらせなければならない。

7. トレーニング馬場の監視

主なFEI選手権大会、ゲーム大会およびシリーズ戦の決勝大会については、2016年からすべてのトレーニングセッションと全てのアリーナをモニターするビデオカメラの設置が推奨され、2018年からはこれが義務付けられる。すべての関連団体において、要請すればビデオ映像の閲覧が可能である。

8. 改定

これらの指針は見直される場合があり、スチュワードには定期更新の確認を助言する。

9. アニメーション

許可および許可されない頭頸位置を示すアニメーションは以下URLリンク先で見れる。

<https://www.youtube.com/watch?v=2tpVNSTR8Nw>

附則 XIV - 競技大会会場レイアウト (例) (図は原文より引用)

